

令和5年第4回寄居町農業委員会総会議事録			
開催年月日	令和5年4月25日(火)		
開催場所	寄居町役場 全員協議会室		
開会時刻宣告者	議長	室岡 重雄	午後1時30分
閉会時刻宣告者	議長	室岡 重雄	午後2時48分

委員出席状況

席次 番号	氏 名	出・欠	席次 番号	氏 名	出・欠
1	石 附 征 夫	出	11	吉 田 信 雄	出
2	梅 澤 功	出	12	坂 本 滋	出
3	新 井 徹	出		坂 本 廣 久	出
4	中 島 広 文	出		柴 崎 徹	出
5	室 岡 重 雄	出		横 田 義 教	出
6	金 子 達	出		伊 藤 隆 夫	出
7	小 和 瀬 守	出		轟 和 男	出
8	福 島 隆 志	出		栗 原 功	出
9	戸 屋 政 春	出		矢 那 瀬 信 一 郎	出
10	中 島 英 樹	出		清 水 克 樹	出

議事参与者

職 員

局 長 黒瀬秀明
 次 長 鈴木秀幸
 書 記 青木智史
 書 記 権田貴大

<p>事務局長 議長</p>	<p>(起立・礼・着席の発声) ただいまから令和5年第4回寄居町農業委員会総会を開会いたします。 本日の出席委員は全員ですので、定足数に達しており、総会は成立しております。 これより議事に入ります。 事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>令和5年第4回寄居町農業委員会総会、 日程第1、議事録署名委員の選任について。 日程第2、議案第21号、農地法第3条の規定による許可申請について。 日程第3、議案第22号から議案第31号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。 日程第4、議案第32号、農用地利用集積計画による利用権の設定について。 以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、日程第1、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。 寄居町農業委員会会議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。 (委員から、「なし」の声)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、坂本滋委員と吉田信雄委員にお願いいたします。 続きまして、日程第2、議案第21号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第21号について、事務局の説明を求めます。 議案書の1ページをご覧ください。 農地法第3条の規定による許可申請につきましては、農地を農地として、権利移転または設定をするものです。 それでは、議案第21号につきまして、ご説明申し上げます。 申請内容は、議案書のとおりです。 譲受人は、今回の申請地のうち、南側の申請地に隣接している町道沿いの宅地も合わせて取得し、農業を行うとのことです。 譲受人は新規就農者で、農業大学校を卒業し、現在は農家で研修を受けております。申請地については8品目程度の作物を栽培予定で、将来的には、経営農地を拡大したい希望もあるとのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第3条第2項に規定されております、第1号全部効率利用、第4号農作業常時従事、第6号地域調和、全てにつきまして、農地法上の許可要件は、問題ないものと考えます。 なお、本年の4月1日から、農地法の改正により、下限面積の要件は撤廃となっております。</p>
<p>議長</p>	<p>説明は以上です。 この件について、地元委員のご意見を伺います。 坂本委員。</p>
<p>坂本委員 議長</p>	<p>事務局の説明のとおりですので、よろしくご審議をお願いいたします。 他にご意見はございませんか。 (委員から、「なし」の声)</p>

議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 21 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 21 号は原案のとおり決定をいたします。</p> <p>続きまして、日程第 3、議案第 22 号から議案第 31 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。</p>
事務局	<p>議案第 22 号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の 2 ページをご覧ください。</p> <p>農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的とするものです。</p> <p>それでは、議案第 22 号につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>申請内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>申請者は、家族とともに町内の町営住宅で生活しておりますが、日常で手狭に感じる機会も増え、自己用住宅の建築を計画し、親戚の土地を借りられることとなり、申請に至ったこのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>この件について、地元委員のご意見をお願いいたします。</p> <p>石附委員。</p>
石附委員	<p>先日、申請者に事情を伺いました。申請理由については、事務局の説明のとおりです。</p> <p>現地について、問題がないかを調査しましたが、転用しようとしている土地については、桑畑になっており、現在は利用されていないですが、保全管理されております。</p> <p>周辺農地の影響についてですが、今回の計画については、問題ないものと思います。</p>
議長	<p>他にご意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>それでは、採決いたします。</p> <p>議案第 22 号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 22 号については、原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p>
事務局	<p>次に議案第 23 号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第 23 号についてご説明申し上げます。</p> <p>申請内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>申請人は主に太陽光発電事業を行う法人で、申請地周辺でも、発電所の設置実績があり、この度の申請地についても、日当たりなどの事業条件がよいと考え、申請に至ったこのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項各号の要件を満たしていると考えますが、本事業を実行するには、太陽光発電設備の認定を国から受ける必要があります。現在、</p>

前事業者の受けた認定を継承する申請中であるため、認定見込みが確認でき次第、法の求める許可要件を満たすものと考えますので、「認定見込みの確認がされ次第という条件」を付けることが適当であるものと考えます。

説明は以上です。

議長

この件について、地元委員のご意見を伺います。

石附委員。

石附委員

またまた、ソーラーの案件になりますが、前回の総会の経緯もありますので、説明させていただきます。

この周辺は耕地整理のされていない耕作地が集合しており、遊休地が増えているような状況の場所ではありますが、農道も細く中々活用が難しい土地になります。

こうした背景もあり、ソーラーの業者が多く参入を始めました。この申請者については、一番はじめにこのエリアに参入を始めた業者です。

この度の申請者は、申請地から近くに所在もある事業者で、事業計画についても、地域住民と親密に話し合いを行っている業者とのことです。

現地調査も行いましたが、問題ないものと考えます。

議長

他にご意見はございますか。

小和瀬委員。

小和瀬委員

石附委員から道路が細いなどのお話がありましたが、太陽光については接道の基準はないのですか。

議長

事務局。

事務局

小和瀬委員のご質問に回答いたします。

太陽光発電設備の設置については、都市計画法の開発許可や建築確認は基本的に不要になっているものですので、進入道の要件等は定めがないものになっております。

議長

小和瀬委員。

小和瀬委員

接道がなかったり、道が細い時には、その場に適応するように、例えば、ほかの土地を通行するなどして、工事を行うことになるのでしょうか。

議長

事務局。

事務局

ご指摘のとおり、道路がない場所に設備を設置するような場合には、ほかの土地を通行するようなことにならうかと思えます。

議長

柴崎推進委員。

柴崎推進委員

農地を通行する場合には、一時転用が必要となるのでしょうか。

こうした進入道の扱いは誰が指導するのか分かれば教えて頂ければと思います。

議長

事務局。

事務局

柴崎推進委員のご質問にお答えいたします。

一時転用申請については、必要とされる期間や面積にもよりますが、例えば、資材や残土を置くといった際に許可が必要となるものと考えられまして、短期間の中で、土地の形質変更もなく、通行するのみであるならば、許可を取得していないのがこれまでの対応でございます。

当該事案のような指導については、農地転用許可については、事業完了後、完了届の提出して頂くこととなりますが、途中の工事を農地転用で管理するものではありませんし、工事の途中を管理する機関については、現状は他にもないものと思えます。

議長 新井委員	<p>新井委員。</p> <p>この土地については、業者が買い受けて太陽光発電事業地として利用することで農地以外の土地になるのだと理解していますが、農業新聞を見てみると、営農型発電のような事例がかなり載っておりまして、このケースに関連しますが、転用許可を取得したあと、下で耕作する場合には、農地以外のものにはならないということでしょうか。</p>
議長 事務局	<p>事務局。</p> <p>新井委員のご質問に回答いたします。</p> <p>営農型発電については、隣接の市町村で見受けられるようなパネル下部で耕作が継続される仕組みになります。</p> <p>今回の申請の場合、農地転用許可を取得した土地を農地に戻せるかというお話になると、法務局の判断もありますが、発電設備を撤去して作付けが開始されるような状況が無ければ、農地としては判断できないのではないかと考えます。</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。それでは、採決いたします。</p> <p>議案第 23 号について、原案に条件を付け決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 23 号は、原案に条件を付け許可相当として、知事に意見を送付します。</p>
事務局	<p>次に議案第 24 号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第 24 号につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>申請内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>申請者は、家族とともに町内の賃貸アパートで生活しておりますが、子どもの成長に伴い、子育てを行いやすいと思えるこの度の申請地で、住宅を建築したいと思い、申請に至ったことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>この件について、地元の委員さんのご意見を伺います。</p>
新井委員	<p>新井委員。</p> <p>先日、現地確認を行いました。申請人にはお会いしておりませんが、特段の問題はない場所だと思いますので、ご審議をよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ほかにご意見はございますか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 24 号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。 (全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 24 号は原案のとおり、許可相当として県に意見を送付いたします。</p>
議長 事務局	<p>次に議案第 25 号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第 25 号についてご説明申し上げます。</p> <p>申請内容については、議案書のとおりとなります。</p>

	<p>申請者は、町内で建設業、不動産業を行っておりますが、申請地周辺は住環境が整っていて、賃貸住宅のニーズがあると考え、この度の申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>この件について、地元委員のご意見をお願いします。</p>
新井委員	<p>新井委員。</p> <p>議案第24号に隣接する土地でありまして、同日に現地確認を行いました。内容についても、先程と同様に問題ないものと思いますので、ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは、採決いたします。</p> <p>議案第25号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第25号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。</p>
事務局	<p>次に議案第26号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第26号についてご説明申し上げます。</p> <p>申請内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>申請者は、町内のアパートに家族で居住しておりますが、子どもが成長し、手狭に感じる機会も増えたため、住宅の建築を検討していたところ、申請者の父が所有する申請地を借りられることとなり、申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>この件について、地元委員のご意見をお願いします。</p>
伊藤推進委員	<p>伊藤推進委員。</p> <p>現地調査を行いまして、現地を見て回りましたが、異議ないと思います。</p>
議長	<p>他にご意見はございますか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第26号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第26号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。</p>
事務局	<p>次に議案第27号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第27号についてご説明申し上げます。</p> <p>申請内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>申請者は現在、他市にある実家で、家族で居住しておりますが、このたび寄居町で暮らしている申請者の妻の両親の面倒を見ることとなったことから、妻の実家のある寄居町内で、自己用住宅の建築を計画し、申請に至ったとのことです。</p>

	<p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>この件について、地元委員のご意見をお願いします。</p>
栗原推進委員	<p>栗原推進委員。</p> <p>先日、現地確認を行い、申請人と会ってきました。現在、申請地は耕作されておらず、草が生えております。</p> <p>この地域は、周辺の宅地が進んでいる地域でして、申請地に住宅が建つことの影響についても、特段ないものと思われまます。</p>
議長	<p>他にご意見はございますか。</p>
議長	<p>(委員から、「なし」の声)</p> <p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第27号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第27号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。</p>
事務局	<p>次に議案第28号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第28号についてご説明申し上げます。</p> <p>申請内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>申請地は都市計画法の用途地域内にある農地となります。</p> <p>申請者は、申請地の奥にある自己用住宅に居住しておりますが、平成14年頃の住宅建て替えの時から、住宅までの進入路を申請地まで拡張して利用しておりましたが、先日、隣接地で農地転用許可申請があったことで拡張して使用してしまっていた事態が発覚し、この度の申請に至ったとのことでした。</p> <p>この申請は追認であるため、始末書が添付されております。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第5条第2項第1号、ロ、(1)の第3種農地ですので、原則として許可となるものです。</p> <p>また、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>この件について、地元委員のご意見をお願いします。</p>
吉田委員	<p>吉田委員。</p> <p>22日の土曜日の午前中に、現地確認と申請人に面談を行いました。住宅用地の進入路ということで、売りに出されたという話でした。</p> <p>特に問題ないものと思われまますので、ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございますか。</p>
議長	<p>(委員から、「なし」の声)</p> <p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第28号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第28号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。</p>

事務局	<p>次に議案第 29 号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第 29 号についてご説明申し上げます。</p> <p>申請内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>申請地は都市計画法の用途地域内にある農地となります。</p> <p>申請者は、町内で主に不動産業を行う法人ですが、申請地周辺の環境が住宅用地として整っており、住宅用地のニーズが見込まれると考え、申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条第 2 項第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。</p> <p>また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。</p> <p>なお、本申請は申請面積が 3,000 m²以上ですが、開発に必要な道路後退分の面積を除くと 3,000 m²未満となることから、県の開発許可ではなく、町の開発協議となることを、当町の都市計画課に確認しております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>この件について、地元委員のご意見をお願いします。</p> <p>戸屋委員。</p>
戸屋委員	<p>22 日に梅澤委員と現地確認を行いました。</p> <p>現地は整地がされておりまして、境界の印も立っており、道路になる部分もはっきりしていました。</p> <p>申請者に事情を伺ったところ、発掘調査があったために、整地されているということでした。</p> <p>譲渡人についても、1 人暮らしで管理するだけで大変であるということでしたので、周辺も宅地化が進んでおり、問題ないと思われしますので、ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>他にご意見はございますか。</p> <p>梅澤委員。</p>
梅澤委員	<p>発掘調査が現地調査前にあったということですが、現地調査後に行うことは出来ないのでしょうか。</p> <p>通常、委員は手を加えていない現地の状況を確認し判断するわけですから、重機で整地された後を確認しても意味がないと思うのですが。</p>
議長	<p>事務局。</p> <p>梅澤委員のご質問にお答えいたします。</p>
事務局	<p>事務局としては、試掘調査については、現地調査前に行うケースはこれまでもあったと認識しております。</p> <p>梅澤委員と戸屋委員に現地確認を頂いたとおり、現地は耕作土が均された状態になっており、事務局としても、同様の状況を確認しておりますが、梅澤委員のご意見の意図は承知いたしましたので、今後については、文化財担当と調査の前後について、確認してまいりたいと存じます。</p>
議長	<p>他にご意見はございますか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 29 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>

議長 事務局	<p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第 29 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。次に議案第 30 号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第 30 号についてご説明申し上げます。</p> <p>申請内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>申請者は町内に住所があり、建設業を行う法人で、埼玉県が発注した県道赤浜小川線道路整備工事の一部工区を受注しております。当該工事の建設残土等の仮置き場を検討したところ、施工現場に近い本申請地を借り受けることができることとなったため、一時転用申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は農振農用地になりますが、農地法施行令第 11 条第 1 項第 1 号、ロ、(1) の不許可の例外にあたるため、許可の対象となるものです。</p> <p>また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長 栗原推進委員	<p>この件について、地元委員のご意見をお願いします。</p> <p>栗原推進委員。</p> <p>先日、現地調査を行いました。この土地は何年も耕作がされていない農地でありまして、今も草が生えているような状況であります。</p> <p>特段問題になるような場所でありませぬので、ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございますか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 30 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議長 事務局	<p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第 30 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。次に議案第 31 号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第 31 号についてご説明申し上げます。</p> <p>申請内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>申請者は現在、家族で他市の賃貸住宅で生活しておりますが、申請地は、申請者の親の住居に近接した場所であることから、生活環境なども熟知しており、また、両親に協力しながら生活していけることから、このたびの申請地で住宅建築を計画したとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、本件の農地は第 1 種農地ですが、農地法施行規則第 33 条第 4 号によりまして、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものにつきましては、例外として許可となるものとされております。</p> <p>なお、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>この件について、地元委員のご意見をお願いします。</p> <p>小和瀬委員。</p>
小和瀬委員	<p>日曜日に現地を確認してまいりました。この土地は議案書に記載のとおり、農振除外がさ</p>

	<p>れている土地でありまして、地図を見てもらうと、すぐ近くに申請者の義理の妹や義理の母の住宅がありまして、本来であれば、申請者の夫が申請することがよいとのことですが、事情があるとのことで、特に問題ないものと思いますので、ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございますか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 31 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 31 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。</p> <p>続きまして、日程第 4、議案第 32 号、農用地利用集積計画による利用権の設定についてですが、戸屋政春委員が申請人となっておりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく議事参与の制限によりまして、審議開始から終了まで退席をお願いします。</p> <p>(戸屋委員、退席)</p>
議長 事務局	<p>それでは、議案第 32 号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の 3 ページをご覧ください。</p> <p>町が定める農用地利用集積計画による利用権の設定、移転につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項により、農業委員会の決定が必要となるため、ご審議いただくものです。</p> <p>それでは、議案第 32 号につきまして、説明いたします。</p> <p>今回の計画は、全 25 筆で、合計面積が 23,330 m²です。</p> <p>農地の内訳につきましては、議案書の右下のとおりとなります。</p> <p>今回の計画の決定基準ですが、農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>この件について、町から決定を求められていますが、何かご意見はございますか。</p> <p>清水推進委員。</p>
清水推進委員	<p>整理番号 14 から 24 番の借受人について、どのような農地利用をされるのか教えてください。</p>
議長 事務局	<p>事務局。</p> <p>清水推進委員のご質問に回答いたします。</p> <p>こちらについては、隣接市の認定農業者になっておりまして、農地所有適格法人資格を持っており、会社の設立が 2013 年 6 月です。</p> <p>現時点で、約 118,000 m²の農業経営を行っており、この度の土地については、ネギ、ブロッコリー、ナスを作付けする計画と聞いております。</p>
議長	<p>ほかにご意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 32 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 32 号は原案のとおり決定し町へ報告いたします。</p> <p>審議が終了しましたので、戸屋委員は復席してください。</p>

議長	<p>(戸屋委員、復席)</p> <p>以上で全ての議案審議が終了しました。</p> <p>委員さんから、何かありましたら、お願いいたします。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
議長 事務局長	<p>事務局から何かありますか。</p> <p>事務局から1点、ご連絡いたします。</p> <p>次回の総会ですが、5月25日、木曜日の午後1時30分からでお願いいたします。</p> <p>繰り返し申し上げます。</p> <p>5月25日、木曜日、午後1時30分からでお願いいたします。</p> <p>以上、よろしくお願いいたします。</p>
議長 事務局長	<p>それでは他に無いようですので、令和5年第4回総会を閉会いたします。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p> <p>(起立、礼、着席の発声)</p>

署名委員の決定について議長指名により

坂本 滋 委員 吉田 信雄 委員

以上2名を選任する

上記顛末に相違のないことを証するためここに署名する。

令和5年4月25日

議 長

室岡重雄

委 員

吉田 信雄

委 員

坂本 滋